

平成22年度第3回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会会議録

日時：平成23年1月31日（月） 13時00分～14時10分

場所：佐倉市役所社会福祉センター地下1階研修室

出席者

会 長	藤原 敬悟	医師
委 員	秤屋 尚生	歯科医師
副 会 長	兼坂 誠	社会福祉協議会
委 員	鋤地 平子	民生委員・児童委員
委 員	越川 和美	ボランティア団体
委 員	内川 浩明	施設介護サービス事業者
委 員	大野 哲義	在宅介護サービス事業者
委 員	濱田 はるみ	公募市民
委 員	中川 絹子	公募市民
委 員	時得 ひろみ	公募市民
委 員	芦崎 徹	公募市民
委 員	能代 裕	公募市民
委 員	松山 毅	学識経験者

事務局出席者

福祉部	部 長	長澤 正昭
高齢者福祉課	課 長	菅井 康成
	主 査	斉藤 英晴
	主 査	田中 綾子
	主任主事	里吉 奏子
	主任主事	阿部 徳彦
介護保険課	課 長	土屋 志郎
	副 主 幹	佐藤 實
	主 査	西村 仁雅
	主 査 補	高田 孝司

欠席者 1名

委 員 鳥塚 キミ子 高齢者クラブ

傍聴者 なし

高齢者福祉課長（菅井）

本日は、お忙しい中、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会をさせていただきます、高齢者福祉課長の菅井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

福祉部長（長澤）

福祉部長の長澤でございます。

本日は、大変お忙しい中、第3回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会にご出席いただき、また、日頃より佐倉市の福祉の向上と推進にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の懇話会におきましては、地域包括支援センターの評価委員会における評価結果について、ご報告がございます。

また、議題 では、それに関連いたしまして、その評価結果に伴う地域包括支援センターの来年度の委託事業者について、ご審議いただきたいと思います。

また、議題 は、高齢者福祉検討会及び介護保険検討会の委員選出について、でございます。検討会につきましては、平成24年度からの第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定にあたりまして、高齢者福祉計画や介護保険事業計画の細部に関する調整や、点検評価を行うため、新たに検討会を立ち上げようとするものでございます。

なお、本日の議題 、地域包括支援センターの来年度の委託事業者につきましては、去る1月7日に開催いたしました評価委員会における評価結果について、後ほど事務局より報告がございますので、その内容を参考にいただきながら、ご審議いただくと共に、今後の委託方法等に関しまして、たくさんのご意見を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

藤原会長

報告事項、平成22年度佐倉市地域包括支援センター評価委員会評価について、事務局より説明をお願いいたします。

高齢者福祉課（斉藤）

平成22年度佐倉市地域包括支援センター評価資料、資料1ページを説明。

1. 目的

- (1) 次年度の委託契約更新に係わる判断資料として
- (2) 評価を公表し、市民に安心してご利用いただくため
- (3) センターに評価結果を送付し、事業の改善、的確なセンター運営に役立ててもらうため

2. 評価委員会の構成メンバーについて

福祉部長を委員長に、福祉部の各課長、高齢者福祉課担当班長と外部委員2名を加え、計8名。外部委員の有識者については、本年度より委嘱をした。

3. 運営評価の日程

昨年12月20日までに地域包括支援センターより、自己評価表と平成21年度及び

平成 22 年度 4 月～11 月までの各種業務報告が提出された。

提出資料を整理し、12 月 27 日に評価関係資料を評価委員に配布した。評価関係資料の内容については、2 ページの 6 . の (1) (2) 自己評価表は 8 ページに掲載。

12 月 28 日に現地視察を行い、本年 1 月 7 日、評価委員会を開催した。1 月 14 日に各包括支援センターへ結果を通知した。通知内容は、各評価項目の評価点及び良好な運営が行われているという評価講評を加え、併せて次年度の地域包括支援センターの委託における受託の意向について照会を行った。

本日、1 月 31 日、地域包括支援センター運営協議会を開催し、評価及び委託について協議となる。

なお、来月 2 月 15 日に、本日の協議会の結果を踏まえ、委託先法人代表者会議を開催し、次年度の委託契約について協議を予定している。

4 . 評価事項

- (1) 専門職種の配置、施設、設備の状況、事業計画・報告等、業務全般の運営体制及び管理について
- (2) 介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護等に係わる包括的支援事業について
- (3) 介護者教室、介護者のつどいの開催といった介護予防事業や住宅改修理由書作成等の任意事業について
- (4) その他評価に関して必要な事項

以上 4 つを評価事項としている。

5 . 評価方法

各評価委員は、事前に提出された関係資料と現地確認を基に別添の評価シートにより仮評価を行い、1 月 7 日の評価委員会におけるヒヤリングを経て最終評価を行った。

評価結果については、当該法人に管理運営の改善計画を求める必要があるかないか、評価基準に係わる合計点が満点の 6 0 % を満たしているか、評価シートの各大項目の小計が、大項目における総合点満点の 5 0 % を満たしているかを確認した。

平成 2 2 年度佐倉市地域包括支援センター評価総括表について

はじめに、運営体制については、項目 NO1～3、基準の社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの 3 専門職種が配置され、かつ、センター独自に常勤又は非常勤職員を雇用する等、業務を円滑に行える体制が整備されていることを評価した。

8 の「施設や設備のバリアフリー」に関しては、包括支援センターが賃貸事務所のため必ずしも全ての障害者対応に満足な施設とは言えないが、利用者の状態を的確にとらえ、介助や誘導、声かけにより適切に対応していると評価した。

次に業務管理について、17「介護予防支援の給付管理について」、法人本部から伝送している包括が 3 施設、地域包括から伝送しているところが 2 施設と回答があった。現状の把握として捉え、どちらも適正に処理されていると評価。

また、19「危機管理マニュアルの整備」については、各施設とも法人のマニュアルを適用して対応しているが、地域包括支援センター独自のマニュアルの整備について検討されるよう指摘をした。

以下、21～60 介護予防ケアマネジメントから住宅改修理由書作成までにおいて、

35、 47 の項目で1施設ずつに「いいえ」の回答があった。ヒヤリングにおいて可能な範囲での取り組みが確認されており、自己評価 60 項目において、ほぼ全てにおいて適正と評価した。

評価は、佐倉市地域包括支援センター評価基準及び評価シートは、自己評価表の 60 項目に対し 40 項目の個別業務評価を設け実施した。

7 ページ下段の表に 5 段階評価の評価基準を明記している。「評価 3 : 基準をほぼ達成している」、これは契約における業務の仕様書の内容が、ほぼ達成していると評価するもの。

全体的には、ヒヤリングを経て、評価 4、評価 5 といった高評価が各包括支援センターに随所に加点されていた。現在の限られた予算や人員配置の中で特色ある取り組みを評価した。

評価 2 は若干あった。主な項目は、個別業務指針の 3、4、施設の利便性や環境、利用者が相談しやすい事務所のレイアウトについて、改善の余地があるのではないかという意見であった。その他、書類の不備によるマイナス評価があった。評価 1 については、皆無だった。

資料 10 ページ評価総括表。5 つの地域包括支援センター、全ての当該法人は、評価基準全般に渡って基準を上回っており、良好な運営状況にあると評価した。

については、評価委員会設置要綱第 9 条第 3 項の規定より、次年度の委託継続の適否について、適正と判断した。

併せて、各法人に対し、平成 23 年度の地域包括支援センターの委託について、受託の意向を確認したところ、全ての法人が「有」と回答した。

A 委員

評価委員会の設置初めて資料を頂いて、初めてなので確認したいとおもうが、委員は再任なのか新規なのか。

評価の内容については、一般的に公開しているのか、していなければ、公開できないような理由は何か。

60%未満と50%に満たないという部分、実際に過去に事例はあったのか。

福祉部長（長澤）

委員でございますが、これまでは市内部の職員で構成をしておりましたが、やはり一般の方も交え、市民の立場から見ていただくことが必要であろうということで、2名追加させていただきました。このお二人は今年度初めてです。それから、2点目の公開についてですが、それぞれ地域で地域包括支援センターの置かれている状況が異なります。そういうことで、なかなか一列に並べて評価することは難しいと、これは各委員から審査の中でも出ておりました。それで、評価につきましては、当然公表してまいります。可否という所で全て可でありましたので、そういう形で出させていただきますと考えております。

B 委員

三師会との連携を深めたというところで、三師会との連携とはどのようなものを指してい

るのですか。

高齢者福祉課（斉藤）

三師会は、医師会・歯科医師会・薬剤師会によるもので、三師会が主催する、からだ元気教室というところで、南部包括支援センターと一緒に共催して活動している。他の包括支援センターでも協力しているとも聞いております。南部地域包括支援センターについては、積極的に取り組んでいるという所で掲載いたしました。

C委員

評価書のケアプランなど、全部黒消ししてはありますが、消し方が不備ではないか。これでは、特定されてしまう。これが評価委員だけだったらよいが、我々も今日これを見ているので、全部消すもしくは評価書の中には入れないで、こう言った形がありました、これは別途保管ですってというような形にしておいたほうが、良いと思います。

藤原会長

事務局の方いかがですか。

福祉部長（長澤）

わかりました。そのようにさせていただきます。

C委員

来年は資料がもっと薄くてよいと思います。

福祉部長（長澤）

はい。

C委員

委員だけが見て、可否の結果だけあれば良いはずですので、それで不思議だと思ったら、もう一回情報開示しろという形でいいと思います。

D委員

せっかくの資料なんですけど、大分厚いのもう少し時間があって見れたら良かったかなという感じがします。

福祉部長（長澤）

委員がこれを見て評価をしたということで、参考ということで出させていただきました。

A委員

D委員と同意見ですが、評価委員会設置要綱の第9条の4ですか、委託契約の更新を検査し改善が見込まれる場合を除き、委託契約法人予定者から除外するとありますが、これはか

なり、判断が難しいのでは。除外するとは、どういうことを想定していますか。早期改善すればそれで良いのか。

高齢者福祉課長（菅井）

問題がある場合は引き続き契約をお願いするというのは、不都合がございますので、そのために設けている項目です。日常的な指導の中でそのような状況にならないよう指導をしておりますし今後もしてまいります。評価委員は外部の委員の方もいらっしゃるもので、その結果もみないと明確には申し上げられませんが、最終的に60%を超えるように日常的な指導をして行きます。ただし、受託事業者側で、支障がどうしても改善されない場合も無きにしも非ずということで、それを考え、この条項を整備しております。

E 委員

結局のところ、評価委員の評価も済んでいて、我々はここでこれを見てどうすればよいのですかという意味があるのか良くわからないので、その確認をしたいのですが。

福祉部長（長澤）

実際このような形で評価をして次期事業者を決めさせていただくということで、報告させていただきました。この会の中では、この評価の仕方ですとか、もっとこう改善したほうが良いのではないかというご意見等があればここでいただきたい。あくまでも報告ということでさせていただきました。よろしくお願いいたします。

藤原会長

次回に向けて、ということですね。

福祉部長（長澤）

そうです。

A 委員

膨大な内容のものを、理解するのも困難ですが、参考資料という形で見せられないか。

福祉部長

議事ではございませんので、あくまでも報告の中で委員の皆様にご覧いただいております。あくまでも評価委員会が評定した内容の物を、参考資料として置かせていただいたというところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

F 委員

さっきこの評価結果を公開するという風に聞いたのですが、どのような形で考えているのですか。

高齢者福祉課（斉藤）

会議は公開が原則ですので、レジュメ、この資料が全てホームページに載せる予定でございます。この総括票もこういう形で公開します。

F 委員

この厚い資料もということでしょうか。

高齢者福祉課（斉藤）

公開はありません。

C 委員

私がさっき言ったのは、評価委員は守秘義務でそれはそれで良いが、たまたま、その報告書の中に、我々が利用者を限定できるような形があるから、そこまでオープンでなくても良いだろう。個々の情報が分かるものは要らないよということを、来年の参考のために申しました。実態はこれだけの話で、その評価の形の中に於いて可否が良いのか、もう少し点数をきちんと出せだとか、そういったことが我々からの意見になるんだと思いますが、会長それで良いですね。

藤原会長

個々についてのことはわかりませんが、次年度に、例えばこちらにご提議いただくにしても、この個人情報保護の問題もございまして、C委員の意見のとおり充分ご検討いただきたいというところで如何でしょうか。

高齢者福祉課長（菅井）

来年度以降、充分注意させていただきます。

藤原会長

他にございませんか。

高齢者福祉課（斉藤）

議事 平成 23 年度佐倉市地域包括支援センター委託事業者について、でございます。資料 10 ページをお願いいたします。報告のとおり、全ての施設を平成 22 年度と同様に、平成 23 年度も同一法人を委託事業者として選定してよろしいか伺います。

今後、一層の高齢者人口の増大や介護保険制度の改正に伴う事業内容の変更、また、新規の法人の参入等、様々な情勢の変化も考えられ、必ずしも継続的かつ固定的な事業者選定を意図するものではございません。

評価委員会の評価結果が最大理由ではございますが、地域包括支援センターを委託して 2 年を終えようとしています。この期間に蓄積されたノウハウや相談者、民生委員、地区社会福祉協議会等との顔の見える関係づくりも育まれており、この時期における新たな事業者選定は、相談者にも地域にも困惑を生じさせるものと考えます。

よって、平成 23 年度につきましては、平成 22 年度と継続して同一施設を、同一法人に委

託事業者として選定してよろしいか伺います。

A委員

この懇話会ですか、この席の確認事項、同意事項というようなことでよろしいでしょうか。

藤原会長

この懇話会というのはあくまでも決定機関ではないので、事務局がこれから策定する上において、参考になるように意見を出していただくという場でございます。こちらでどのようなご発言をいただいても結構ですし、それが即事務局の策定に影響を与えとかではありませんので、その辺はフリーに何でもおしゃっていただければと思います。

福祉部長（長澤）

推進懇話会につきましては、地域包括支援センターの運営協議会も兼ねるということになっており、受託事業者がこの5つに決まりますと、その運営に関しましても今後、委員の皆様にご意見を伺うという形になっていますので、ご意見をお願いしたいと考えております。

藤原会長

かなり強い歯止めがかかっているということです。

福祉部長（長澤）

ご審議・ご意見等をいただくというようなことになろうかと思っております。

G委員

民間委託になり、5事業者が選ばれましたが、そもそもやりたいという業者は沢山あった中からチョイスしたのか、それともお願いしてやっていただいたのか。

福祉部長（長澤）

5包括に対して6事業者から応募があり、競合いたしましたので、それぞれヒヤリングを行い、最終的に決定いたしました。また、その後、新たな法人もどんどん増えてきております。そこで、先ほどのこういう審査をいたしまして、評価結果の低い事業者さんには改善を要望するわけですが、それでもできなかった場合には、新たな事業者を推進していかざるを得ないだろうと考えております。

G委員

支援センターの建物自体は、事業者の建物ですか。

福祉部長（長澤）

佐倉市で委託する際、利用者の利便性の高い場所の選定をお願いしました。全て賃貸です。自分たちで借りて、そこに事業所を置いたという形です。

G委員

事業者が替わると、場所も変わるということですね。

福祉部長（長澤）

そういうことです。

G委員

今5カ所ですけれども、今後、減らすことはないと思いますが、ちょっと足りない所で増やすとか、そういった計画等はございますか。

福祉部長（長澤）

佐倉市では、佐倉市高齢者福祉介護計画の中で、生活圏域というのを設けておまして、それが5圏域です。現在、5圏域に1箇所ずつ地域包括支援センターを設置しております。当然のことながら、対象者が増えてくればそこだけで足りるのかという話になってくると思います。その時には計画を変えながらですね、その対応をしていかざるを得ないだろうと考えております。しかしながら、当面はこの5カ所で、今人口が17万9千人いますけれども、高齢者がそれぞれに5～6千人位と思われまます。これが1万人の規模になるような場所があれば、1箇所では当然賄いきれませんので、その辺は対応せざるをえないと考えております。

F委員

センターの職員さんも随分少ないなと、資料をみるとボリュームのある内容なので、良くやっていらっしゃるなと、そこら辺はいかがなのでしょう。

福祉部長（長澤）

3人ということではなくて、三つの専門職プラス事務員とかいまして、実際に一番多い所で、臼井地域包括支援センターでは、7人位いらっしゃると思います。そのように、事業所ごとに人数を増やしまして、対応させていただいております。

藤原会長

会長からというのも変な感じですが、介護の事業所が増えてきていると思いますが、新しいオファーとかはいかがでしょう。今はこの5カ所をスライドして行くということですが、新しく参加したいというところも、もしかしたら出てくるかも知れない、そういう動向は今後どうなっていくのかというところを懇話会の委員の皆様方もお知りになりたい点ではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

福祉部長（長澤）

現在、市内で特養を2カ所建設中でございます。大蛇町地先、石川地先、この2事業者が加わります。1事業者については、既にディサービスですとかサービス事業をやっておりますが、石川地先は、新たな事業者でございます。そういうこともございますので、当然今度は加わりたいという話もあるかも知れません。現状においてはございませんが、将来的には

可能性はございます。

藤原会長

高齢者がどんどん増えていきますので、その辺を考慮していただきたい。

C委員

一つ確認しておきますが、ご承知のとおり、直営が 29.6%になってしまったということで、ほとんどが委託で、その内の 60～80%が社会福祉法人に委託と聞いておりますけれども、今の部長の話ですと、基本的には社会福祉法人への委託で事業展開はされていくお考えですか。

福祉部長（長澤）

やはり、事業内容がそういう部分が強い。確かに株式会社でもやってやれないことはないと思います。ですから、それ相応の能力のある事業者が来れば、当然一緒に、横一列でお願いして行かざるを得ないだろうと考えております。

C委員

ありがとうございます。

A委員

大蛇町ともう1カ所、その地域というのは、やはりニーズが高いのですか。

福祉部長（長澤）

この特養に関しては、県の補助金をいただき実施される事業者です。佐倉市のどのエリアにおいても、条件さえ整えばそこに入るからという訳ではなく、基本的には、市内の方が 70～80%入居されますけど、市外の方も入って来られます。

E委員

評価資料の1頁の3番目に運営評価の日程のところ、1月31日に評価結果を地域包括支援センターの運営協議会に報告というところですが、この会議が運営協議会も兼ねているということになるのですか。

福祉部長（長澤）

兼ねておりますので、よろしく申し上げます。

E委員

そうしますと、先ほどから出てる議論で、委託先について、ここで意見ということを行いましたけど、この内容で見ますと、ここでほぼ決めてしまうような感じがします。やはり委託するのであれば、委託の手順と言いますか、例えば公募にするとかどうするか或る程度あった上で、引き続きお願いしたいんだけどどうでしょうかと、我々に言われれば、そ

れについて議論ができるのですけど。ここで何をどう決めて良いのかが、今一見えないところがありまして、ちょっと良く解らないのですが、どうしたら良いのでしょうか。

高齢者福祉課長（菅井）

5 包括につきまして引き続き同じ法人で継続契約をいたしたいということのご審議をお願いします。まだ包括が 5 圏域に展開し 2 年がやっと過ぎようと言うところです。私どもといたしましては、地域包括支援センターの認識度もやっと出始めたところですので、ここでまた位置が変わったりしますと、利用者に混乱を招くのではないかとということも懸念いたしております。先ほどの報告でもありましたとおり、或る程度ノウハウも重ねてまいりました。評価の結果で適当と判断もされましたので、せっかくのノウハウを活かして、同じ法人で 5 カ所全て継続とさせていただきたいということでございます。

E 委員

ということをお聞きできれば。と言いますのも、何故この 5 カ所なんでしょうかととなった時の説明する根拠が、今までの議論では無いような気がするのですね。ですから、例えば、将来的には、例えば市が直営や株式会社も含めて委託とか、場合によっては指定管理みたいに進めていくのか判りませんけれども、公募も考えられるけれども、現段階としては、まだ包括が出来て 2 年。継続して行くためには既存の所で引き続き継続していくというような根拠で、この評価を拝見して特に問題がないのであれば、OK だよという結論ですが、そんな流れになるのかなと思いますが、そのような感じで良いのでしょうか。

藤原会長

以前からの委員は、これまでの流れを知っていますが、新しい推進懇話会のメンバーの方は、決定のプロセスとか十分に把握ができていない場合がありますし、その辺の概略を一回説明いただくのも良いのかもしれませんね。

D 委員

たまたま社会福祉法人愛光はわかりますが、後の法人が良く判らない。各社会福祉法人の概略、例えば、どの位の人を見ている所ですとか、簡単で良いので、そういう資料があると掴みやすい。事務局の報告を聞いて、包括支援センターが何年も経ってないことですから、私もこれで良いと思うのですが、この受託法人が少し判ると掴みやすいかなと思ったのでよろしくをお願いします。

B 委員

先ほどのご説明で大体理解をしたのですけど、やはり何かもう少しこう判りやすい文書にでもして、運営協議会というのは、こういうものだというような説明をしていただければ幸いです。各センターの事業者は非常に沢山事業をやってますし、実際に評価されている方も立ち会って、いろいろな観点からおやりになり、それによって評価の結果が出たということは、全く口を挟む余地はないと思う。ここで言うとする、この結果を見てこれを同意するという形で協力してやって貰いたい。

高齢者福祉課（斉藤）

法人名ですが、1番目の志津北部の自洲会でございますが、志津ユーカーリの特別養護老人ホーム志津ユーカーリ苑。2番目の志津南部地域包括支援センターは、特別養護老人ホームゆたか苑、京成線の南の方に位置している所でございます。3番目の臼井・千代田地域包括支援センターは、有料老人ホーム染井野ヒルズという施設を展開している。4番目の佐倉地域包括支援センターの誠友会は、京成佐倉北方向にあります特別養護老人ホーム白翠園という施設を運営している法人。南部地域包括支援センターは、根郷地区でございます愛光となります。今後もこういった資料の説明につきましては、そのような点にも十分に注意して、また、契約の手順等資料の充実を図って参りたいと思っております。

藤原会長

いろいろ皆さんからいただきました、ご意見をもとにしてまた、事務局にはご検討いただければと思います。

それでは、議事 について、事務局の提案の出されたとおり、賛成とされる方の挙手をお願いいたします。

賛成多数ですので、議事 につきましては事務局の提案のとおり承認いたします。宜しく申し上げます。

それでは、議事 の高齢者福祉検討会及び介護保険検討会の委員選出に移りたいと思います。このことについて、事務局より説明をお願いします。

介護保険課（高田）

高齢者福祉検討会及び介護保険検討会の委員選出ということで、お手元の資料、A4一枚の資料をご覧ください。1頁にございますのは、推進懇話会設置要綱第9条以降を抜粋したものでございます。第1項 推進懇話会は、所掌事項の細部について調整を行うため、必要に応じ検討会を開催できるとなっております。第2項には検討会の委員は別表1に掲げる者の中から、福祉部長が選定し7人以内の委員を持って組織すると規定しております。

今後計画を策定していく上で、会議の限られた時間の中でより濃密な議論を交わしていただく趣旨で、検討するテーマを福祉分野と介護保険分野に分けて、高齢者福祉検討会及び介護保険検討会を組織し、効率的かつ機動性をもった作業を進めてまいりたいと考えております。

2面、資料2頁をご覧ください。高齢者福祉検討会及び介護保険検討会の設置に関する事務局案を掲載してございます。こちらの案につきましては、推薦委員の方については、選出の区分を考慮しまして、公募市民の方につきましては応募の動機及び論文等を参考として設定させていただきました。第4期の計画策定時においては、策定期間の年度において、4回の推進懇話会、高齢者福祉と介護保険の各検討会をそれぞれ3回ほど実施いたしまして、ご検討いただいております。次期計画策定にあたりまして、概ね同様のスケジュールで作成してまいりたいと考えておまして、スケジュールの詳細につきましては次回にお示しする予定でございます。検討会の設置につきましては、各委員の皆様にご異議がなければ事務局案でご承認いただきたいと考えております。

A 委員

先ほど説明された、センターの設置の法人について、この資料の中に何か記載はされてあるわけですか。

高齢者福祉課長（菅井）

ありません。先ほどの評価ですが、あくまで地域包括支援センターの運営に着目して評価すべきものですので、この資料の中には直接は反映しておりません。ただ、実際としてはそれぞれに大きな事業所がございますので、その内容は評価委員が承知した中で、やっております。

藤原会長

議事 に戻りまして、ただいまの事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見等がございましたら、お願い致します。

藤原会長

ご意見の方が無いようですので、事務局案を採用といたします。

藤原会長

その他として、事務局から何かありますか。

C 委員

次の会議は。

高齢者福祉課長（菅井）

次回の懇話会ですが、年度が終わる前、3月の後半の予定でございます。詳細の日時等については後ほどご連絡申し上げます。

C 委員

検討会は、いつ頃ですか

介護保険課（高田）

第1回目は、5月もしくは6月です。

福祉部長

議会との絡みがありますので、今回は特に体制が大きく変わる可能性がありますので、或る程度落ち着いてからにさせていただきたいと思っております。

藤原会長

時間が早いのですが、以上で議事は全て終了いたしましたので、平成 22 年度第 3 回佐倉

市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を終了といたします。

委員の皆様におかれましては、ご出席いただきありがとうございました。